

告示第43号

令和6年10月15日

鹿児島市病院事業管理者

鹿児島市立病院長 坪内 博仁

鹿児島市立病院物品調達代行等業務に係る企画提案競技参加者の資格について（告示）

令和7年4月1日からの鹿児島市立病院物品調達代行等業務に係る企画提案競技に参加する者の必要な資格を、次のとおり告示します。

なお、この企画提案競技に参加を希望する者は、下記要領により企画提案競技参加申込書に必要書類を添えて提出してください。

## 記

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

鹿児島市立病院物品調達代行等業務

#### (2) 業務内容

別紙「鹿児島市立病院物品調達代行等業務委託仕様書」のとおり

#### (3) 業務場所

鹿児島市上荒田町37番1号

### 2 資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 鹿児島市において物品購入等入札参加有資格業者として登録がある者

(3) 告示日以降において、鹿児島市立病院又は鹿児島市から契約に係る指名停止を受けている期間がない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 鹿児島市立病院が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年4月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (7) 告示日において、納期が到来している市税、消費税及び地方消費税を完納している者であること。
- (8) 業務を行うに当たり、次の許可、登録を全て有している者
  - ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第34条に規定する医薬品の卸売販売業の許可
  - イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条に規定する高度管理医療機器等の販売業の許可
  - ウ 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条に規定する毒物及び劇物の一般販売業の登録
- (9) 一般病床300床以上の病院にて診療材料の一括調達業務（物品管理業務との一体型）の受託実績があること。（2年以上の実績を有すること。）

### 3 参加申請書申込要領（詳細は別紙実施要領のとおり）

#### (1) 受付期間

告示日から令和6年10月25日（金）まで（土日を除く）

#### (2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く）

（郵送の場合の提出期限は令和6年10月25日（金）午後5時15分までの必着とします。）

#### (3) 提出書類

鹿児島市立病院物品調達代行等業務に係る企画提案競技（公募型プロポーザル方式）実施要領の8(1)のとおり

#### (4) 提出方法

直接持参又は郵送（書留郵便に限る。）

#### (5) 提出書類交付場所、提出場所及び問い合わせ先

〒890-8760

鹿児島市上荒田町37番1号

鹿児島市立病院事務局経営管理課 経理係（病院本棟2階）

電話 099-230-7012（直通）

ファックス 099-230-7015

E-mail hpkeieikanri@city.kagoshima.lg.jp

#### 4 予算の減額または削除に伴う解除等

この企画提案競技は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約に係る企画提案競技であり、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、当院の収入支出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当院は本契約を変更又は解除することができる。なお、この変更又は解除に伴い損害が生じたときは、当院は損害賠償の責めを負うものとする。

#### 5 その他

- (1) 実施要領等は、鹿児島市立病院ホームページ (<https://www.kch.kagoshima.jp/>) において入手することができる。
- (2) 本業務委託契約に係る企画提案競技は、令和7年3月31日までに鹿児島市議会において令和7年度予算が可決されなかった場合は、無効となる。